

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第78回 専守防衛から踏み出そうとする自衛隊

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63 期)

1 政府は、2017年12月5日、長距離巡航ミサイルの導入に関する調査・研究費用を次年度予算に計上することを明らかにした。そして、同月10日、小野寺防衛大臣は、記者会見において、長距離巡航ミサイルの正式導入の方針を明らかにしたうえで、敵基地攻撃を目的とするものではなく、あくまで安全保障環境変化に対応するための装備であり、専守防衛に反しないとの認識を示した。

しかしながら、これは、自衛隊の性質を根本から変更するものであり、憲法上極めて重大な問題である。

2 これまで政府は、憲法9条の下、「専守防衛」を我が国の基本的な防衛戦略とし、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されない…」*1とし、それら例示した兵器に限らず、他国に脅威となるような攻撃的な装備を導入してこなかった。実際に、イージス艦その他の艦艇及び航空機に、対地攻撃能力を持つ巡航ミサイルを搭載していない*2。自衛隊は、世界第8位の防衛費を費やし、米中口に次ぐ規模の艦艇を保有しているものの、これまで他国領土に対する戦力投射（パワープロジェクション）を行う能力を持たなかったと言える*3。

3 しかし、今般、導入が検討されている航空機搭載の長距離巡航ミサイル*4は、いずれも射程500kmから900kmで対地攻撃能力を有しており、これを用いると、公海上から他国の内陸部の基地等を攻撃することが可能となる。

このような長射程対地巡航ミサイルの装備は、自衛隊が、その設立以来自らに課してきた「専守防衛」の制約を実質的に放棄して、米海軍同様の戦力投射能力を有することを意味する。

そして、戦力投射能力を有する自衛隊の「実力」

「防衛力」は、周辺諸国にとっては潜在的「攻撃力」にほかならず、周辺諸国に脅威を与えるもので、東アジアにおける軍拡競争を激化させるおそれがある。

4 政府は、離島防衛を目的として長射程巡航ミサイルの必要性を主張し、また、与党議員の中には1956年鳩山内閣の敵基地攻撃論を援用しつつ敵基地攻撃能力が必要だとする意見もある。

しかし、鳩山内閣の敵基地攻撃論は法理論上のいわば教室事例であって、国際法上違法な先制予防攻撃とならずに実施することはほぼ不可能である*5。結局、これらの見解は「防衛の為に攻撃能力が必要だ」として相互に軍拡する「安全保障のジレンマ」に陥るものでしかない。また、現在及び将来の我が国が周辺諸国との軍拡競争に耐えうとは思われず、攻撃的装備の導入による安全保障は、長期的に維持不可能である。軍事的必要性と優位の確保のみを考慮した安全保障は、破たんするまで軍拡と侵略を続けた日本帝国の誤りを繰り返すものでしかない。

5 さらに、2017年末には、時事通信社をはじめ複数の報道機関により、政府がヘリコプター護衛艦「いずも」の改装によるステルス機F-35Bの運用を検討中である、との報道がされた。防衛大臣は記者会見で否定しているところではあるが、もし空母を保有するならば、自衛隊は、東アジア全域で迎撃困難なステルス機から長射程巡航ミサイルを発射する奇襲攻撃能力までも備えることとなる。

6 目的のいかに関わらず、周辺諸国に脅威となりえ、軍拡競争を誘発するような攻撃的装備の導入は、憲法前文及び9条の恒久平和主義に反するだけでなく、9条2項の戦力放棄を空文化するもので、違憲の「戦力」に該当する疑いが強いと言わざるを得ない。

憲法の趣旨をないがしろにしたまま、国民的な議論なしに基本的な防衛戦略を変更し、攻撃的装備を導入する動きに対して、疑問と反対の声を上げるべきである。

* 1 : <http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon02.html> 「2. 憲法第9条の趣旨についての政府見解」等

* 2 : 陸海空の各自衛隊は射程100km～170kmの対艦攻撃能力を持つ巡航ミサイルを装備しているが、それらは対地攻撃能力を持たないとされる。同盟国が攻撃的能力を持つことを抑制する米国の方針も影響している。

* 3 : 護衛艦の艦砲（射程30km～40km）や、戦闘機搭載の誘導爆弾による対地攻撃能力はあり、空中給油機を併用すれば他国沿岸部への攻撃は一応可能だが、対象に接近せねばならず現実的でない。防御された内陸部への攻撃は実質的に不可能である。

* 4 : 米ソ間のINF全廃条約（1987年）のため、地上発射形式の長距離巡航ミサイルは一部の独自装備に留まっている。

* 5 : 相手国による先制攻撃の着手または意思決定の客観的証拠を確保した上で、その実施基地を先に攻撃する必要がある。